

入札説明書

肝属郡医師会立病院再整備建築工事請負契約に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日

令和6年6月24日

2. 工事発注者

公益社団法人肝属郡医師会 会長 福本 伸久（以下、「医師会」という。）

3. 工事概要

(1) 工 事 名：肝属郡医師会立病院再整備建築工事

(2) 工事場所：鹿児島県肝属郡錦江町城元字大田中 1127-1 他 17 筆

(3) 全体工期：令和6年11月2日（土）から令和8年12月28日（月）まで

※ 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間（フレックス方式）を設定した工事であり、上記の全体工期（余裕期間と実工期をあわせた期間）の内、受注者は実工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。なお、詳細は、「4. 余裕期間制度（フレックス方式）」を参照のこと。

(4) 構 造：鉄筋コンクリート造 地上4階

(5) 延床面積：9,424.86 m²（付属棟含む）

(6) 敷地面積：15,780.36 m²

(7) 病 床 数：132床（地域包括ケア病棟：50床、障害者施設等病棟：47床、療養病棟：35床）

(8) 工事内容：建築工事一式（建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事、その他付随工事）

4. 余裕期間（フレックス方式）

(1) 余裕期間は、令和6年11月2日（土）から120日間を超えない範囲で設定するものとする。

(2) 落札候補者は、入札参加資格確認資料の提出日に、「実工期通知書【様式第11号】」により、実工期の始期日及び終期日を通知するものとする。

(3) 実工期の始期日の前日までの余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

(4) 契約締結後において、実工期の始期日の変更の必要が生じた場合には、医師会と協議の上、変更契約（工期の変更）を締結することにより、実工期の始期日を変更することができる。

(5) 契約締結後において、工事内容の変更がある等、特段の事情がない場合は、受注者が契約時に設定した実工期の終期日の変更は行わない。

(6) 前払金は、工事開始日以降より請求することができる。

5. 入札参加形態

単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）とする。

6. 共同企業体結成要件

(1) 結成は自主結成とし、共同企業体は3者以内で構成されるものとする。なお、共同企業体の構成員は、下記7.の入札参加資格を有する者で構成することとし、共同企業体が2者の場合は、「構成員1」「構成員2」、共同企業体が3者の場合は、「構成員1」「構成員2」「構成員3」により構成されるものとする。

- (2) 共同企業体の代表者は構成員のうち最大の出資比率とし、各構成員の出資比率は、15%以上とする。

7. 入札参加資格

(1) 共通

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により建築一式工事について、一般建設業又は特定建設業の許可を有する者であること。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条の規定により指示、又は営業の停止を受けていない者であること。
- ③ 本工事に係る設計業務等の受託者（内藤建築事務所・鹿児島県建築設計監理事業協同組合設計共同体）、又は当該受託者と資本、若しくは人事面において関連がない者であること。なお、「当該受託者と資本、若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。
 - ・当該受託者発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者。
 - ・建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。
- ④ 手形交換所による取引停止処分、又は主要取引先からの取引停止等の事実がなく経営状態が健全な者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続きの決定を受けている者、若しくは更正手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づく再生手続きの決定を受けている者、若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。その他、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ⑥ その他建設業法等の法令・規則等に違反していない者であること。

(2) 単体企業又は共同企業体の代表者【構成員 1】

- ① 公告日において、鹿児島県内に営業所等を有し、令和 5・6 年度鹿児島県建設工事入札参加資格（建築一式工事）格付け区分 A 級を有し、かつ経営規模等評価の総合評定値（P）が 1,100 点以上である者であること。
- ② 平成 21 年 4 月 1 日から公告日までの間に、完成し、引渡しが完了した以下の条件に該当する建築一式工事の施工実績（日本国内での実績に限る。）を有していること。ただし、工事は元請けとし、単体又は共同企業体の代表者として施工したものに限り。
 - ・医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院であり、同法第 7 条第 2 項に規定する「一般病床」又は「療養病床」を有する病院の新築、改築又は増築で、鉄筋コンクリート造による延床面積 6,000 m²以上（増築の場合は増築部分の面積に限る。）のもの。
- ③ 配置技術者に関する条件
次の要件を満たす監理技術者を本工事に専任で配置できること。
 - ・建設業法に規定する一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者で、平成 21 年 4 月 1 日から公告日までの間に、完成し、引渡しが完了した、延床面積 5,000 m²以上の鉄筋コンクリート造の建築物の新築・改築又は増築（増築部分の延床面積が 5,000 m²以上のものに限る。）において、技術者（監理技術者、主任技術者に限る。）として建築一式工事に従事した実績を有すること。ただし、工事は元請けとし、単体又は共同企業体の代表者として施工したものに限り。
 - ・建設業法第 27 条の 18 の規定による監理技術者証の交付を受け、かつ監理技術者講習を受けている者。
 - ・直接的かつ恒常的な雇用関係にある者（入札参加資格審査申請書提出の日において、連続 3 ヶ月以上の直接的な雇用関係にある者に限り。）。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員【構成員 2】

- ① 公告日において、鹿児島県内に本社、本店を置き、令和 5・6 年度鹿児島県建設工事入札参加資格（建築一式工事）格付け区分 A 級を有し、かつ経営規模等評価の総合評定値（P）が 900 点以上である者であること。

- ② 平成 21 年 4 月 1 日から公告日までの間に、完成し、引渡しが完了した以下の条件に該当する建築一式工事の施工実績（日本国内での実績に限る。）を有していること。ただし、工事は元請けとし、単体又は共同企業体の代表者として施工したものに限る。

・建築物の新築・改築又は増築で、鉄筋コンクリート造による延床面積 3,000 m²以上（増築の場合は増築部分の面積に限る。）のもの。

(4) 共同企業体の代表者以外の構成員【構成員 3】

次の①又は②のいずれかの要件を満たす者であること。

① 公告日において、錦江町又は南大隅町内に本社、本店を置き、令和 5・6 年度鹿児島県建設工事入札参加資格（建築一式工事）格付け区分 A 級又は B 級を有する者。

② 上記 7.（3）共同企業体の代表者以外の構成員【構成員 2】の要件を満たす者。

8. 入札参加申込書の提出

本工事の入札参加を希望する者は、下記の書類を受付期間内に提出しなければならない。

(1) 提出書類

① 事後審査型制限付き一般競争入札参加申込書【様式第 1 号】

② 名称等調書【様式第 2 号】

③ 特定建設工事共同企業体協定書【様式第 3 号】

※共同企業体による申請の場合に提出すること。

(2) 配布場所：書類等は、肝属郡医師会立病院ホームページからダウンロードすること。

なお、提出書類の配布期間は下記（5）と同一とする。

(3) 提出部数：2 部（正本 1 部、副本 1 部）

(4) 提出方法：持参又は郵送

(5) 受付期間：令和 6 年 6 月 24 日（月）から令和 6 年 8 月 2 日（金）まで

（ただし、土曜日、日曜日、及び祝日を除く。）

(6) 受付時間：8 時 30 分から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

(7) 受付場所：〒893-2301 鹿児島県肝属郡錦江町神川 135 番地 3

公益社団法人肝属郡医師会

肝属郡医師会立病院 新病院建設準備室 事務局

TEL：0994-22-3111 FAX：0994-22-3110

E-mail：n.hosp.prep@kimotsuki-cdh.jp

9. 設計図書等の配布方法

設計図書等の配布にあたっては、下記の書類を配布期間内に提出しなければならない。

(1) 提出書類：設計図書借用書【様式第 4 号】

（書類等の配布場所は、上記 8.（2）のとおり）

(2) 提出方法：持参又は郵送

(3) 提出先：〒812-0011 福岡県福岡市博多区駅前一丁目 14 番 16 号 博多駅前センタービル 5F

株式会社 内藤建築事務所 九州事務所

TEL：092-441-6836 FAX：092-451-4860

(4) 配布方法：記録媒体（CD-R 等）を郵送

(5) 配布期間：令和 6 年 6 月 24 日（月）から令和 6 年 8 月 2 日（金）午後 5 時まで

（ただし、土曜日、日曜日、及び祝日を除く。）

(6) 記録媒体の返却は原則として入札後とするが、配布後、入札参加ができなくなった場合は、ただちに返却すること。なお、返却先は上記の設計図書借用書の提出先と同一とする。

10. 本工事に関する質問方法

本工事に関する質問は、下記の書類を受付期間内に提出しなければならない。

(1) 提出書類：設計図書等に関する質問書【様式第 5 号】

（書類等の配布場所は、上記 8.（2）のとおり）

(2) 提出方法：電子メール

(3) 受付期間：令和 6 年 6 月 24 日（月）から令和 6 年 8 月 2 日（金）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(4) 受付時間：8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(5) 提出先：〒893-2301 鹿児島県肝属郡錦江町神川135番地3

公益社団法人肝属郡医師会

肝属郡医師会立病院 新病院建設準備室 事務局

TEL：0994-22-3111 FAX：0994-22-3110

E-mail：n.hosp.prep@kimotsuki-cdh.jp

11. 本工事に関する回答方法等

質問に対する回答は、令和6年8月16日（金）までに入札参加申込者全者にメールにて回答する。

12. 工事費内訳書

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。なお、工事費内訳書の作成にあたっては、「工事費内訳書の作成に関する留意事項について」を参照すること。

(2) 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではないが、提出された工事費内訳書の内容に疑問がある場合は、説明を求めることがある。

13. 入札の方法

本工事の入札は、下記の方法で実施する。

(1) 入札方法：紙入札による。入札書等は持参すること。

(2) 入札書等：入札書【様式第6号】

委任状【様式第7号】（書類等の配布場所は、上記8.（2）のとおり）

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、代理人による入札の場合は、委任状を持参すること。

(4) 入札執行回数は3回とする。

(5) 入札・開札日時：令和6年9月26日（木） 午後3時

(6) 入札・開札場所：〒893-2301 鹿児島県肝属郡錦江町神川135番地3

肝属郡医師会立病院 4階 第2会議室

14. 入札の無効に関する事項

(1) 入札に参加する資格のない者及び申込書に虚偽の記載をした者による入札。

(2) 委任状を持参しない代理人による入札。

(3) 記名押印のない入札書、又は記載事項を判読しがたい入札書による入札。

(4) 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札。

(5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札。

(6) 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札。

(7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札。

(8) その他入札に関する条件に違反した入札。

15. 入札及び開札の延期

やむを得ない理由により、入札及び開札を行うことができないときは、入札及び開札を延期することがあり、この場合、入札参加希望者には別途通知する。

16. 落札候補者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で最低の価格で入札した者を落札候補者とし、通知する。

(2) (1)において、最低の価格で入札したものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

- (3) 3回の入札を行っても落札候補者が決定しない場合は、最低価格入札者との見積合わせより随意契約とする。この場合において、見積回数は2回を限度とする。

17. 入札参加資格確認申請書の提出

落札候補者の通知を受けた者は、下記の書類を提出期限までに提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ① 事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書【様式第8号】
- ② 施工実績調書【様式第9号】
- ③ 専任配置予定の技術者等調書【様式第10号】
※ 申請時点で配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補者(3人を限度とする。)を届出する事ができる。この場合は全員について提出すること。
- ④ 実工期通知書【様式第11号】
- ⑤ 建設業許可通知の写し
- ⑥ 経営事項審査結果通知書の写し
- ⑦ 各実績を証明できるコリンズ等の写し

(2) 配布方法：医師会より通知する。

(3) 提出部数：2部(正本1部、副本1部)

(4) 提出方法：持参又は郵送

(5) 提出期限：令和6年10月2日(水)正午まで

(6) 提出先：〒893-2301 鹿児島県肝属郡錦江町神川135番地3
公益社団法人肝属郡医師会
肝属郡医師会立病院 新病院建設準備室 事務局
TEL：0994-22-3111 FAX：0994-22-3110
E-mail：n.hosp.prep@kimotsuki-cdh.jp

18. 落札者の決定方法

- (1) 審査の結果、落札候補者について入札参加資格があると認めるときは、その者を落札者とし、通知する。
- (2) 審査の結果、落札候補者について入札参加資格がないと認めるときは、次順位者を落札候補者として入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きにより審査を行う。なお、入札参加資格がないと認められた者には、その旨を通知する。

19. 契約保証金

受注者は、この契約の締結と同時に、次のいずれかの保証を付すること。

- (1) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証で、以下を満足するもの。
 - ① 保証債務の履行について、保証する旨の文言があること。
 - ② 保証債務の内容が工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
 - ③ 保証金額が工事請負契約金額の10分の1以上であること。
 - ④ 保証期間が全体工期を含むものであること。
 - ⑤ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結で、以下を満足するもの。
 - ① 履行保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨(保険契約を締結した旨)の記載があること。
 - ② 保証金額(保険金額)が請負代金額の10分の1以上であること。
 - ③ 保証期間(保険期間)が全体工期を含むものであること。

20. 契約書等の提出

落札者は落札決定通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、契約書及び契約に必要な下記の書類を提出しなければならない。なお、提出期限までに契約書の案を提出しないときは、契約の締結をしない旨の申出をしたものとみなす。

- (1) 提出書類（全て任意様式）
 - ① 工事請負契約書
 - ② 工事内訳書
 - ③ 工事工程表
 - ④ 専任技術者届（資格証明書、経歴書含む）
- (2) 提出部数：2部（正本1部、副本1部）
- (3) 提出期限：落札決定通知を受けた日の翌日から起算して7日以内
- (4) 提出場所：〒893-2301 鹿児島県肝属郡錦江町神川135番地3
公益社団法人肝属郡医師会
肝属郡医師会立病院 新病院建設準備室 事務局
TEL：0994-22-3111 FAX:0994-22-3110

21. 請負代金の支払い

本工事の各年度における支払いは継続費として定めのある金額を上限とし、詳細は次のとおりとする。

- (1) 前金払
保証事業会社と前払金に係る保証契約を締結した場合は、契約金額の40%以内を支払うことができる。
- (2) 中間前払金
保証事業会社と中間前払金に係る保証契約を締結し、かつ以下の条件に全て該当した場合は、契約金額の20%以内を支払うことができる。
 - ① 実工期の2分の1以上を経過していること。
 - ② 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
 - ③ 工事の進捗出来高が契約金額の2分の1以上に達していること。
- (3) 部分払
なし
- (4) 完成払
工事竣工後（工事請負契約書に規定する完成検査に合格した場合）に、契約金額の残金を支払う。
- (5) 当初契約金額を前金払及び中間前払金の算出基礎となる契約金額とし、前項のとおり支払うものとする。
- (6) その他の事項は、公益社団法人肝属郡医師会立病院会計規則による。

22. 工事に係る書類の提出

工事に係る一般的な提出書類は以下のとおりとする。なお、その他必要な書類、提出書類の内容、様式・作成方法、提出部数、提出時期等は、監督員の指示によること。

- (1) 工事施工前及び施工中（全て任意様式）
 - ① 工事着手届
 - ② 施工計画書・施工要領書
 - ③ 工事工程表（予定）
 - ④ 仮設計画書
 - ⑤ 工種別施工計画書
 - ⑥ 施工体制台帳・下請け業者一覧表・施工体系図
 - ⑦ 工事使用材料一覧表、見本
 - ⑧ 施工図、施工提案書や協議簿等（その都度）
 - ⑨ その他の書類（医師会が提出を求めたもの）
- (2) 竣工時（全て任意様式）
 - ① 竣工届
 - ② 工事工程表（実施）
 - ③ 工事写真（工種ごとに着手前、施工中、完成等）

- ④ 工事使用材料出荷証明書
- ⑤ 工事材料検査記録・納品書
- ⑥ 工事打ち合わせ記録簿（工程会議録含む）
- ⑦ 工事実施状況報告書
- ⑧ 社内検査報告書
- ⑨ 試験・検査成績表及び証明書
- ⑩ 建設廃棄物報告書（資材ごとの集計表、マニフェスト等）
- ⑪ 取扱説明書・保証書
- ⑫ 完成図面製本 A1二つ折り2部 A3二つ折り2部（縮小版）CADデータ CD-R1部
- ⑬ 安全管理記録（仮設のチェックリスト、安全教育、安全巡視記録等）
- ⑭ その他の書類（医師会が提出を求めたもの）

23. その他の事項

- (1) 請負者は、本工事の一部を下請に付する場合には、錦江町又は南大隅町内に主たる営業所を有する者の中から優先して選定するよう努めるものとする。
- (2) 請負者は、建設資材を調達するにあたり、錦江町又は南大隅町内に主たる営業所がある地元販売業者から調達するよう努めるものとする。
- (3) 契約後の建設に関する一切の手続き、諸官庁への届け出及び連絡は、一切請負者において行い、その費用を負担すること。
- (4) 工事施工に必要な仮設用電力、上水等の引込手続き、道路その他、他人管理の土地の使用手続き等は、一切請負者で行い、その費用を負担すること。
- (5) 工事に伴う近隣への対策、苦情処理等については、一切請負者において処理、解決しその費用を負担すること。但し、日照障害・ビル風障害・テレビ電波障害については、費用も含め別途協議する。
- (6) 本工事の期間中、請負者は火災保険に加入する。受取人は建築主とし、証書は係員を経て建築主へ渡し置くものとする。
- (7) 工事中、付近の構築物・道路・地下埋設物に損害を与えないよう万全の処置をなし、また騒音・振動については公害防止条令その他規定に従って十分な養生及び防止対策をする。
- (8) 本工事に伴う工事車両については、第三者への危険を防止し、周辺の交通に支障をきたさないよう十分計画し、関係官庁の指示のもとガードマン等を適正に配置し、万全を期すこと。
- (9) 工期中は工事内容を工事現場の見やすい場所に明示し、施工にあたっては「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編」により、第三者に対する安全確保に十分留意すること。万一、第三者の生命・財産に障害が生じた場合及び第三者との間に紛議が発生しても請負者にて処理、解決し、賠償の責を負うものとする。
- (10) 現場周辺の公共物、特に側溝等については土砂、モルタルの残材等で埋没させないなど常時良好に管理すること。
- (11) 地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く工事関係者の意識を高めるとともに、作業環境を整えることにより公共事業の円滑な執行に資するための工事現場のイメージアップについて配慮すること。
- (12) 敷地内障害物は監督員と協議する。（原則として請負者の負担とする。）
- (13) 工事着手前に全体工程表を作成し、監督員の承諾を得ること。
- (14) 工期の延長は原則として認めない。
- (15) 工程会議は必要に応じて催し連絡調整を図ること。
- (16) 設計図に詳細が示されていない場合でも、納まり上当然必要と、判断することができる箇所の施工は請負者の負担で入念に施工すること。
- (17) 施工上の軽微な変更についての工事費は、請負者の負担とする。
- (18) 材料、製品、工場は、承諾を受け施工にあたること。また、仕上げ程度、色合、材質等については、見本品を必ず提出し、承諾を受け施工にあたること。
- (19) 本工事については、医師会の理事会及び総会による承認を得るまでは仮契約とする。

(20) 当該契約が医師会の理事会及び総会において否決されたときは当該契約を無効とし、医師会は一切の責任を負わないものとする。

なお、この場合、次順位者を落札候補者として入札参加資格の審査及び契約の手続きを行う。以降、契約が承認されるまで同様の手続きにより審査等を行うものとする。(上記「18. 落札者の決定方法」を準用するものとする。)

(21) 本工事については、国庫補助である医療施設等施設整備費補助金等の活用を予定しているため、補助金交付に係る内示後に契約を締結するものとする。

以上